

第Ⅲ章 考察

吉井川下宿遺跡と川内村 中野屋孫三郎

I. 吉井川下宿遺跡と中野孫三郎

吉井川下宿遺跡は、国道254号線の改良工事に伴って発掘調査を行った。調査地点は地元の方々の間でも火打金生産が行われていた場所として知られていた。調査の結果、鍛冶跡が見つかりはしたものの、火打金が生産されていた時期に特定しづらい状態であった。大量に生産されたであろう火打金も携帯用が1点出土したのみであり、この場所で生産されたと結論できない。そこで、調査地点がどのような場所かを記録や絵画資料から検討してまとめにかえたい。

遺跡の所在する群馬県高崎市吉井町は、文化・文政期から明治10年代にかけての「上州吉井火打金」生産地として知られている^(1~3)。上州吉井火打金は『守貞漫稿』に「上州△△吉井氏の製ヲ良トス」と記されている⁽⁴⁾。また、『天保時代名物競』という見立て番付に、火打関係では「上州 吉井火打鎌」と「三河 吉田ぼくち」の二つが対置されている⁽⁵⁾。以上のように、吉井火打金は江戸時代末頃にはブランドとして広く知られる存在となっており、江戸では文政年間から天保年間に次第に評判となっていた⁽⁶⁾。地元の吉井郷土資料館には、火打金生産と販売を物語る暖簾や看板、引札版木などが保管されている。

調査地の南側を通る国道254号線は、江戸時代の中山道脇往還として利用され、通称「姫街道」と呼ばれていた。調査地は国道が南から延びた丘陵の裾を回り込むように曲がる場所に位置する(第44図)。この場所を昭和16年頃の耕地図(第45図)で確認すると、耕地図では短冊形地割りがより明瞭に残るという違いがあるものの、川や道といった大まかな地割りは一致する。更にこの場所を明治6年頃の『多胡郡川内村絵図』⁽⁷⁾で確認すると、細かい地割りにいたるまで耕地図と一致する。街道は丘陵裾部を回り込むようにカーブした後に直線となり、直線となる変換点に4つの点が描かれている。このマークは凡例に記載がないが、吉井宿東側の境(入り口)を示すも

のと考えられる。ここから西(左側)の直線部分には、街道両側に短冊形地割りが並ぶ。東側から吉井宿に入って北側の短冊形地割り二つ目に中野孫三郎の名が確認できる(第46図)。

調査地点は街道上のマークと短冊形地割りから考えると吉井宿の東側入り口付近にあたり、明治15年(1882)、に吉井町と合併する以前は川内村であった。川内村は明治3年(1870)以前は上下二ヶ村に分かれていた⁽⁸⁾。この絵図に調査区をあてはめると、調査区西側が絵図に示された中野孫三郎屋敷地の街道に面した部分にあたり、屋敷地の南側約1/3を調査したことになる。

II. 川内村 中野孫三郎(中野屋孫三郎)

明治8年(1875)の『以書付奉願預候』の控えによると、中野孫三郎は、「河内村中野孫三郎」が吉井町の火打職人に対して看板と火打金の銘を改めるよう訴えている⁽⁹⁾。また、この文書には「上州吉井中野屋孫三郎女作と銘を切付」たことも記されている⁽¹⁰⁾。つぎに吉井宿での火打金生産量であるが、『明治八年七小区物産下調簿』(第47図)によると「火燧金大」吉井町10,523丁・川内村2,500丁、「火打金中」吉井町15,517丁・川内村記載なし、「火打金小」吉井町38,813丁・川内村3,500丁である⁽¹¹⁾。今のところ、川内村で火打金生産を行っていたのは中野孫三郎のみが判明しているが、吉井町では明治5年(1872)で4軒が生産を行っていた。また、川内村の孫三郎を含め、いずれも吉井宿内で街道に面している⁽³⁾。個々の生産規模が不明であるが、明治8年の産額と明治5年の生産者比率をみる限り、川内村での生産量は決して少なくないといえよう。

江戸時代の史料は非常に少ないが、文政10年(1827)に刊行された『諸国道中商人鑑』(第48図)は重要である⁽¹²⁾。この書は広告代に応じて街道沿いの商家を宿場毎に紹介した旅人向けの情報誌である。この中で「上州吉井之部」の最初に「本家火打所 吉井入口右側 中野屋孫三郎」が看板の絵と共に紹介されている⁽¹³⁾。この書は街道の東側から順に掲載しているので、「吉井入口右側」は『多胡郡

川内村絵図』にあった中野孫三郎の屋敷付近を示すことになる。さきに紹介した『以書付奉願預候』には、数十年間操業してきた旨の記載があるので同一場所の可能性は高いといえよう。

Ⅲ. 江戸・東京の吉井火打金と川内村 中野屋孫三郎

江戸・東京の吉井火打金と川内村の中野屋孫三郎との関係を示す引札が近年見つかった（第49図）。この引札は反故紙として使用されたため裏の文字が透けて見づらいが、「江戸両国 鍛冶屋吉五郎」が「賣弘所」として吉井火打金の販売を行っていたことがわかる。販売者が鍛冶屋であるので製作も行っていた可能性が高い。ここで目を引くのは、「惣本家 上州多胡郡河打村吉井町東ヨリ 入口 中野屋孫三郎兼重女作」の記載である⁽¹⁴⁾。

以前紹介した引札（第50図）では、単に「吉井本家」の「取次所」や「賣弘所」としているのに対して^(3・15)、本引札は吉井川下宿遺跡の調査区西側に所在した川内村の中野屋孫三郎を具体的に示している点に特徴がある⁽¹⁶⁾。そして、江戸・東京の引札に総本家として名称と場所が示されている川内村の中野屋孫三郎は、吉井宿の火打金生産者の中でも名の知れた存在であったとは考えられないだろうか⁽¹⁷⁾。

以上、調査区内に位置した「火打所 中野屋孫三郎」に関して述べてきたが、指摘できた点を簡潔に記すと以下のようになる。

1. 調査区西側は江戸時代から明治時代と続いた川内村（現高崎市吉井町）の「火打所 中野屋孫三郎」の屋敷地であった。
2. 川内村の中野屋孫三郎は、吉井宿火打金生産者の中であって、江戸・東京にまで知られる存在であった。

注

1. 「火打鍛冶職中野孫三郎一族墓」が高崎市指定史跡となっている。
2. 『吉井本家の火打金—上州吉井宿の特産品—』吉井町郷土資料館 2001
3. 大西雅広「上州名産の「吉井火打金」」『群馬の遺跡 7 中世～近代』上毛新聞社 2005
4. 朝倉晴彦編『合本 自筆影印 守貞漫稿』東京堂出版 1988
△は判読不能
5. 畑 麗「火打ち道具の文献 近世」「火打ち道具の絵画資料 近世」『火打ち道具の製作 調査と映像記録』江戸東京博物館 2002
6. 林 英夫、芳賀 登 編『番付集成 下』柏書房 1973、No211、この番付は書体や枠にページ番号が付けられていることから、後世に翻刻された番付と考えられる。執筆時には原本や影印は確認できていない。
7. 『群馬の地名』平凡社 1987
8. 『第十三大区小七区 多胡郡川内村絵図』群馬県立文書館蔵
吉井町は多胡郡に属していたが、明治29年の郡再編成により多野郡に

属した。その後、2009年には高崎市に編入された。

9. 原本を未確認のため史料掲載を控えるが、コピーを使用した。複写史料の存在は長谷川寛見氏のご教示による。この史料に記された複数の氏名は、他の史料や勸業博覧会出品目録でも確認でき、原本を複写したものと考えている。
10. 大西雅広「民具資料から見た吉井火打金」『群馬考古学手帳 10』群馬土器観会 2000でも触れたように、民具資料で「上州吉井中野屋孫三郎女作」の鑿銘を入れる火打金は少ない。この史料のとおり銘を入れていたとすれば、現存資料でみる限り、他所（江戸・東京）での生産量が多いことになるが、この点については今後の課題である。
11. 吉井郷土資料館蔵
12. 三井文庫蔵
13. 吉井町域の火打金生産・販売者は掲載されていないが、広告費を支払った商家を掲載するという性格の書であるため、吉井町域での生産・販売が文政期以降ということにはならない。
14. 筆者蔵。年代不明。

上下川内村が明治3年に川内村となるが、江戸時代でも川内村と記す例があり、これをもって明治3年以降とする根拠とはなりにくい。また、注3文献の巻頭写真で紹介した引札が「東京日本橋」となっているのに対して、本史料は「江戸 両国」となっている。したがって、ここでは江戸時代末頃から明治時代初期の可能性を考慮して「江戸・東京」とした。

注15文献でこれに類する引札を紹介したが（第50図）、掲載された火打金の鑿銘がすべて同じであり、火打金の形状と配置と判読できる値段に共通性が認められる。このため、両者は無関係ではないと推測される。

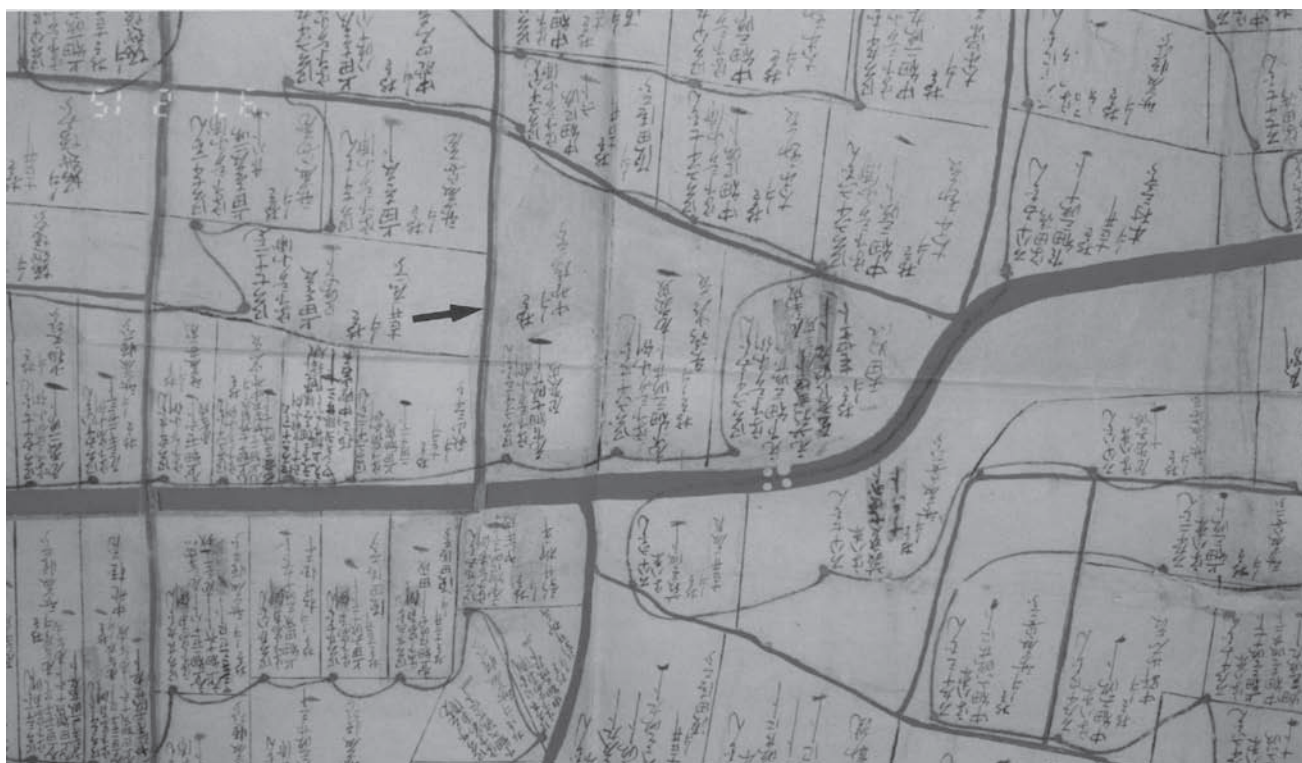
15. 大西雅広「火打関係資料拾遺」『研究紀要 27』財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 2009
16. この引札のように川内村の中野屋孫三郎が「中野屋孫三郎兼重女作」という銘を入れていたかどうかは不明である。しかし、『以書付奉願預候』と『諸国道中商人鑑』を見る限り、その可能性は低いようである。
吉井郷土資料館には「中野屋孫三郎兼重女作」と記された暖簾が残されているが、これは別な火打所の暖簾であろう（第51図）。
17. 川内村 中野屋孫三郎の取次店・代理店的な契約をしていた可能性は考え得る。しかし、江戸時代の薬や書籍等の引札では、「賣弘所」、「取次所」とのみ記されるところ「本家」と記している。この点も製作を行っている可能性を疑う根拠のひとつである。ただし、当初は売広所や取次所として始め、販売量の増加に伴って江戸・東京で生産を行っていた可能性は高いと想定している。

松崎亜沙子「明治時代の発火具生産」『火打ち道具の製作 調査と映像記録』江戸東京博物館 2002に明治10年頃に、東京芝明神町の白井慶治郎が「平面二鑿ヲ以テ上州吉井中野屋本家女作ト鐫」したとする史料の紹介と指摘がある。しかし、江戸・東京における吉井火打金生産の開始時期や進出過程など不明な点が多い。



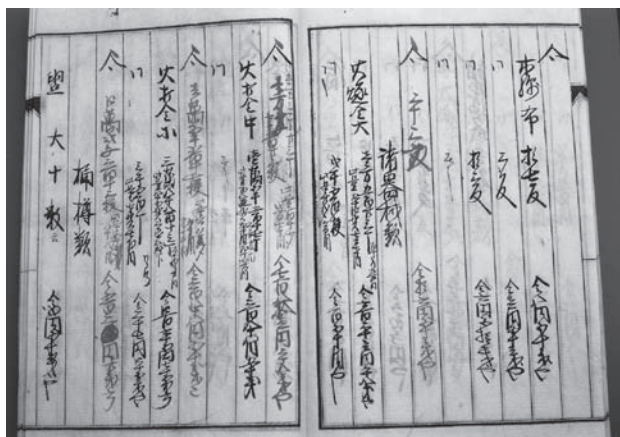
第44図 吉井町都市計画図 1/2に縮尺し1/5000で掲載
中央付近の線で囲んだ範囲が調査区。

第45図 吉井町耕地図(昭和16年頃) 1/2500に拡大
地割りは左の都市計画図とほとんど変わらない。

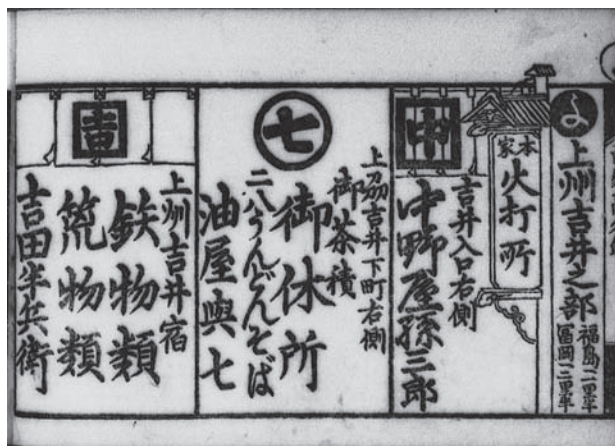


第46図 『多胡郡川内村絵図』調査区付近部分写真 群馬県立文書館蔵

中央付近を左右に貫くのが街道で、短冊状地割りが始まる付近の街道上に宿場の入り口を示すと思われる印がある。矢印先端に無名小河川があり、その右側(東)に「中野孫三郎」屋敷地がある。



第47図 『明治八年七小区物産下調簿』 吉井郷土資料館蔵
右側に吉井町、左側に川内村の生産量と生産額が記される。



第48図 『諸国道中商人鑑』 公益財団法人 三井文庫蔵
上州吉井之部の最初に中野屋孫三郎が記される。



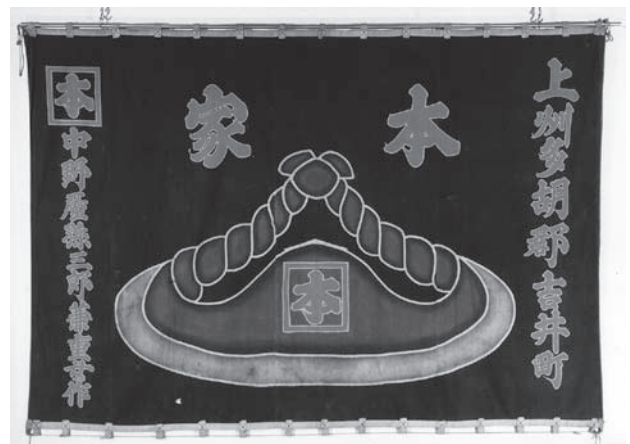
第 49 図 江戸・東京の吉井火打金引札 筆者蔵



第 50 図 江戸・東京の吉井火打金引札

注 13 文献より転載

火打金図の配置と形状が左の引札とほぼ一致し、鑒銘は一致する。この引札によると両国広小路に出張所があったとされる。



第 51 図 吉井火打金の暖簾 吉井郷土資料館蔵



第 52 図 高崎市指定史跡 火打鍛冶職中野孫三郎一族墓

右奥の樹木に隠れて写っていない場所に火打金生産にかかわったと考えられる人物の古い墓石が複数存在しており、形態的に不自然な写真中央の墓石より歴史的には重要であろう。



第 53 図 発掘調査以前の吉井宿入り口付近

手前右側に見える道に沿ってカーブした堀の向こう側が調査区で、中野屋孫三郎の屋敷地だった場所。ここから直線的な街道となり、かつては両側に火打金職人を含む商家などが軒を連ねていた。